

平成20年4月21日

「ご契約のしおり-定款・約款」をお客様の視点に立ち、よりわかりやすく、見やすくします。

朝日生命保険相互会社（社長 藤田 譲）は、ご契約者との生命保険契約に関する権利義務を規定した「ご契約のしおり-定款・約款」をよりわかりやすく、見やすくなるようお客様の視点に立って抜本的に改訂します。

生命保険の約款は、契約に関する権利義務を規定しているため難しくなりがちですが、「お客様に親切に、わかりやすく」という観点から、全ての文面について一から見直しを行いました。

本改訂により、

- 「字を大きくしてほしい」「専門用語をわかりやすくしてほしい」などのお客様の声にお応えします。ご契約者の利便性の向上とともに、生命保険に対する理解促進につなげていきます。
- ご契約の内容確認がしやすくなることにより、保険金等の確実なお支払いにつなげていきます。あらゆる年齢層のお客様を意識し、シンプルかつ優しい言葉づかいを心掛けています。

当社は、引き続き「ご契約時」から「お支払いやご契約の満了」までの各段階において、お客様のご要望やお知りになりたいことを分かりやすくご説明できるよう、取り組みの強化に努めていきます。

具体的な改訂内容

(1) ビジュアル化（視認性の向上）

「ご契約のしおり-定款・約款」をA5判からA4判に拡大、厚さは約3割薄くするとともに、文字は1.5倍に大きくする。

「文章の羅列で読みにくい」との声を受け、「見出し」や「表」を活用し、見やすくする。本文に記載の事項について、より詳しく説明するための「補足説明」欄を設ける。

「脚注」により、本文中で「別表」や「しおり」などを参照している箇所を明示する。

(2) 内容の明確化・平明化

法律・医学用語等の難解な言葉・日常的に用いない言葉について、平易な言葉に置き換える。

長い括弧書き・長文等のわかりにくい表現を、可能な限り平明化する。

「会社の定めるところにより」等の内容が不明確な記述について、可能な限り明確化する。

「ご契約のしおり-定款・約款」改訂のスケジュール

平成20年6月～ 「保険王」の改訂

平成20年10月（予定）～ その他の保険種類の改訂

【現行の約款 < A 5 判 >】

社員配当金の割当ておよび支払い

第33条 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の保険契約に対して、利益配当を社員配当金として割り当てます。この場合、第4号②に該当する保険契約については、第4号①に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。

(1) 次の事業年度中に契約成立日（保険契約が更新された場合には更新日、以下同じ。）の5年ごとの応当日（以下「5年ごと応当日」といいます。）が到来する保険契約
 (2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約
 (3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約
 (4) 次の事業年度中に前2号以外の事由により消滅する次の保険契約。ただし、保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。
 ① 保険金の支払いにより消滅する場合には、契約成立日および直前の5年ごと応当日から起算して1年を経過して消滅する保険契約
 ② 保険金の支払い以外の事由により消滅する場合には、契約成立日から起算して2年および直前の5年ごと応当日から起算して1年を経過して消滅する保険契約

2. 前項の規定によって割り当てた社員配当金は、次の各号により支払います。

(1) 前項第1号の規定によって割り当てた社員配当金
 ① 次の事業年度に到来する5年ごと応当日から、社員配当金の全部を会社の定めた利率による利息をつけて積み立てておきます。ただし、その5年ごと応当日の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限り、その5年ごと応当日の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合は、保険契約が消滅した時点または保険契約者から請求があった場合に限り、その消滅した時点または請求があったときにその消滅した時点または請求があったときに支払います。ただし、保険金を支払うときはその消滅した時点または請求があったときに支払います。
 ② 前項第2号の規定によって割り当てた社員配当金
 社員配当金は保険契約から支払います。ただし、保険契約が更新される場合には、第1号①の規定に準じて更新日から積み立て、第1号①の規定により積み立てた社員配当金については、保険契約の更新後も引き続き積み立て、更新日以降第1号①および②の規定を適用します。
 ③ 前項第3号の規定によって割り当てた社員配当金
 社員配当金は責任準備金に加えて取り扱います。
 ④ 前項第4号の規定によって割り当てた社員配当金
 社員配当金は、保険金を支払う場合にはその受取人に、その他の場合には保険契約者に支払います。

第34条 契約成立日から起算し、所定の期間を経過した後に保険契約が消滅した場合には、会社は前条の規定によるほか、社員配当金を割り当てて、これを保険金を支払うときはその受取人に、その他のときは保険契約者にそれぞれ支払うことがあります。

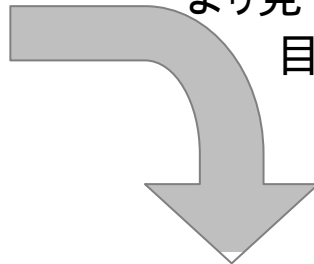
契約内容の登録

第35条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 (2) 死亡保険金の金額
 (3) 契約成立日（復活または増額が行われた場合は、最終の復活または増額の日とします。以下第2項において同じとします。）
 (4) 当会社名

2. 前項の登録の期間は、契約成立日から5年以内とします。
 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各

5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款

よりわかりやすく、
より見やすい約款を
目指します！！



【新しい約款 < A 4 判 >】

1 見出しの付与

2 表の活用

4 脚注の付与

5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款

（実施 平8.10.2 / 改正 平20.6.29）

この保険の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 死亡保険金 (2) 高度障害保険金
配当タイプ	5年ごと利益配当

（中略）

15 社員配当金（保険契約者への配当）について

第34条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利益配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(1)に該当する保険契約については、(1)に該当する保険契約に対して割当てを行なった金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日（以下「1年」といいます。）の5年ごとの応当日*2が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*2から、社員配当金の全部を会社の定めた利率*1による利息をつけて積み立てておきます。ただし、その5年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限り、その5年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合は、保険契約が消滅した時点または保険契約者から請求があったときに、その消滅した時点または請求があったときに支払います。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 保険金の支払い以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第23条）されたときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)～①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② (1)～①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以降、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日*1および直前の5年ごと応当日*2からその日をきめて1年を経過して、保険金の支払いにより消滅する保険契約	保険金とともに、その受取人に支払います。

第34条 補足説明

- *1 契約成立日
前契約が更新されたときは、更新日とします。
- *2 契約成立日の5年ごとの応当日
本来の1.において「5年ごと応当日」といいます。
- *3 消滅する保険契約
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

3 補足説明の付与

*1 「会社の定める利率」→利率は経済情勢等により変動します。割当者、蓄積者のご満足またはお寄せいただくお問い合わせ先（フリーダイヤル0120-714-5329）までお問い合わせください。当ホームページ（http://www.aiai-life.co.jp）にも掲載しています。

約款

5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款

【 「難解な言葉、日常的に用いない言葉の平明化」の主な例 】

	新	旧
	責任開始の時	責任開始期
	保障を開始する	責任を負う
	支払事由（給付金等を支払う場合）	支払事由
	他覚所見のないもの 補足説明に [医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。] を記載。	他覚所見のないもの
	保険契約の復活 補足説明に [効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます] を記載。	保険契約の復活
	社員配当金（保険契約者への配当）	社員配当金
	～を必要とします	～を要します
	日数が必要な場合	時日を要する場合
	同時期に	時期を同じくして
	～を含む月	～の属する月
	～します	～するものとします

以 上